

平成 28 年 12 月 2 日

## (株)イプサに対して個人情報保護法に基づく報告徴収を要請しました

経済産業省は本日、(株)イプサ(法人番号:2010401003193)に対し、本日同社から発表の顧客情報の漏えいについて、個人情報保護法に基づく報告徴収の要請を行いました。

### 1. 報告事項

本件に関する詳細な事実関係、発覚前に講じてきた安全管理措置、発覚以降の対応措置及び現在の安全管理の状況、今後の再発防止策について、2 週間後の 16 日(金曜日)までに書面で報告をするよう要請しました。

### 2. 個人情報保護法に基づく措置

個人情報保護法においては、主務大臣の権限として下記のように規定しています。

○主務大臣は、事業者に対する報告徴収ができる(第 32 条)

(本発表資料のお問い合わせ先)  
商務情報政策局 生物化学産業課長 西村  
担当:横手  
電話:03-3501-1511(内線 3741~7)  
03-3501-8625(直通)  
03-3501-0197(FAX)